

西宮市立高等学校における学習用端末の貸与に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立高等学校における学習用端末の貸与について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 貸与の対象となる者は、西宮市立高等学校に在籍する生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の支給を受けている者又は給付金受給の申請中の者
- (2) 前号に規定するものに準ずる程度に経済的に困窮していると、生徒が在籍する学校の長(以下「学校長」という。)が認める者

(貸与品)

第3条 貸与する学習用端末は、各学校長が指定する端末本体及び付属品とする。

(同意書の提出)

第4条 学習用端末の貸与を受けようとする者は、学校長に対し、「学習用端末の使用に係る同意書」を提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の同意書の提出を受け、適当と認めたときは、学習用端末の貸与を決定するものとする。

(貸与期間)

第5条 学習用端末の貸与期間は、貸与を決定した日から、生徒の卒業認定予定日までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、学習用端末を貸与された者(以下「被貸与者」という。)が第2条の要件に該当しなくなったときは、貸与期間は終了する。

(管理)

第6条 学校長は、貸与の状況を明らかにするために台帳を備えなければならない。

- 2 学校長は、貸与の状況に変更が生じたときは台帳に記載する。

(学習用端末の取扱い)

第7条 被貸与者及び貸与された学習用端末を使用する生徒(以下「使用者」という。)は、学習用端末について、細心の注意を払い管理するものとする。

- 2 被貸与者及び使用者は、学校長又は西宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)から、学習用端末の管理運営にあたり必要な指示があった場合はその指示に従うものとする。
- 3 被貸与者及び使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 学習用端末を第三者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 学習用端末を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 学習用端末を学習活動以外に使用すること。
 - (4) 学習用端末を利用し、他者に対して危害を加えること。
 - (5) その他学習用端末の貸与の目的に反する行為を行うこと。
- 4 被貸与者及び使用者は、学校長又は教育委員会が学習用端末の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む）を確認することに同意すること。

（充電及びインターネット通信等に係る費用）

第8条 被貸与者は、学習用端末の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 学習用端末の充電に係る経費
- (2) 使用者が在籍する学校以外の場所におけるインターネット通信に係る経費
- (3) 使用者が授業等で使用するアプリケーション等に係る経費

（亡失又は損傷の報告）

第9条 被貸与者及び使用者は、学習用端末を亡失したとき又は学習用端末が損傷したときは、学校長に対し、直ちに報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、亡失又は損傷の事由が、被貸与者又は使用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、学習用端末の原状復旧に要する費用は、被貸与者の負担とする。

（損害賠償）

第10条 被貸与者は、学習用端末の使用にあたり、使用者又は被貸与者の責に帰すべき理由により学校、教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

- 2 学習用端末の使用にあたり、使用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、学校及び教育委員会は、その責任を負わないものとする。

（学習用端末の返却）

第11条 被貸与者は、第5条に定める貸与期間の終了日までに、学校長に対し、学習用端末を返却しなければならない。その際、端末内部に記憶した履歴やデータなどの消去等、貸与前の原状復旧をすること。

- 2 被貸与者は、第5条に定める貸与期間の終了日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、被貸与者は学習用端末の価格を弁償する責任を負う。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、学習用端末の貸与に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日より実施する。